

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>路線名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市荒川久那字本平沢三七五四番 九地先から同市荒川上田野字上下石 原七番一〇地先まで（ただし、関係 図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年二月十七日</p>
<p>備考</p>	<p>令和五年二月十七日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。延 長一八一・七〇メートル</p>